

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第25号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第14条建築指導部の款審査課の項第14号中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成17年6月15日から施行する。

(総務局総務部文書課)